

委員会提出議案第4号

岩倉市議会基本条例の一部改正について

地方自治法第109条第6項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

平成30年9月27日

岩倉市議会議長 黒川 武 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 堀 巖

岩倉市議会基本条例の一部を改正する条例

岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「及び」を「、委員会代表質問及び」に改め、同条第1項中「議員」を「会派を代表する議員」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岩倉市議会基本条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(代表質問、委員会代表質問及び一般質問)</p> <p>第22条 <u>会派を代表する議員</u>は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。</p> <p>2 <u>常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。</u></p> <p>3 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。</p>	<p>(代表質問及び一般質問)</p> <p>第22条 <u>議員</u>は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。</p> <p>—</p> <p>2 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。</p>